

## 『老朴集覽』に見られる吏語について

竹越 孝

### 1. はじめに

崔世珍(1467-1543)の著した『老朴集覽』は、『老乞大』・『朴通事』の所収語彙に対する注釈書であり、『單字解』・『累字解』一卷、『老乞大集覽』二卷、『朴通事集覽』三卷よりなる。この書はいわゆる『翻譯老乞大・朴通事』と同時期に並行する形で編纂されたらしく(拙稿 2006 参照)、『四聲通解』(1517)以前には成立していたことが知られている。現在その乙亥鑄字本が韓国・東国大学校図書館に所蔵され、影印は李丙疇(1966)に収められている。

崔世珍が中宗期(1506-1544)を代表する訳学者であったことはよく知られているが、一方で彼は吏学(吏文学)の大家でもあり、その晩年には明朝が作成した朝鮮関係の公文書集成『吏文』(刊年未詳)の所収語彙に対し注釈を加えた『吏文輯覽』(1539)を著している。崔世珍が吏文と吏語に関して深い学識を有していたことは、『老朴集覽』において元・徐元瑞『吏學指南』からの引用や、吏語に言及した箇所が散見することからも窺われる。

『老朴集覽』における『吏學指南』の引用<sup>1</sup>については、鄭光等(2002: 39-58)による詳細な考証がある。本稿では、『老朴集覽』に見られる吏語関係の記載を集め、崔世珍の吏学に対する認識の一端を示したいと思う。なお、『老朴集覽』の検索には姫路独協大学の田村祐之氏が作成されたコーパスを使用したほか、同書の朝鮮語部分の解釈にあたり東京外国語大学の伊藤英人先生による日本語訳を一部参照した。ここに記して謝意を表したい。

### 2. 吏語に対する言及

『老朴集覽』において崔世珍が吏語に言及した箇所は全部で 18 例見られる。その内訳は『單字解』が最も多く 14 例、他には『累字解』が 3 例、『朴通事集覽』が 1 例である。なお、以下の引用において「:」の前は項目、後は注釈を表す。ハングルは河野式ローマ字転写によって示し(ただしアレアは@で転写し、声点は省略に従う)、その日本語訳を注記する:

<sup>1</sup> 『單字解』に 1 例: “保”(2b9-3a1); 『老乞大集覽』に 2 例: “盤問”(上 2b4-5)、“外路”(下 2a10-2b1); 『朴通事集覽』に 7 例: “勘合”(上 1b7-9)、“發落”(『朴通事諺解』上 34a1)、“甘結”(中 2a3-5)、“解由”(中 8a9-10)、“打關節”(中 9a1-3)、“忤作”(下 9a6-8)、“状子”(下 12a5-6)。なお、『老朴集覽』に収める『朴通事集覽』の上巻第 10 張は欠葉であるため、いま“發落”を『朴通事諺解』の夾注により補う。

- (1a) 等：候待也。等他，等著 gi-dyr-u-da<sup>2</sup>。又等子 je-ur<sup>3</sup>。又吏語用此為等輩之意。… (『單字解』 1a3-4)
- (2a) 安：安鍋兒 ga-ma ge-da<sup>4</sup>。又安下 sa-r@-mi ja-ri byd-da<sup>5</sup>。又吏語安插 sa-r@m@r an-jieb-h@-gei h@-da<sup>6</sup>。(『單字解』 1b2-3)
- (3a) 挨：音 ai，平聲。俗語挨次謂循次歷審無攙越之意，c@n-c@-ni h@-da<sup>7</sup>。又吏語挨究、挨捕。(『單字解』 2b1-2)
- (4a) 交：同上<sup>8</sup>。又吏語交割，即交付也。(『單字解』 2b3)
- (5a) 另：音零，去聲。別也，零也，另的 bd@n ges<sup>9</sup>。吏語另行 gag-bie-ri h@-da<sup>10</sup>。(『單字解』 2b7)
- (6a) 的：…又明也，實也，端也。吏語的確的、的當、虛的、委的。(『單字解』 3b2-4)
- (7a) 勾：…今按，俗語勾了 iu-ie h@-da<sup>11</sup>。又 ei-u-da<sup>12</sup>，又能勾 e-ru<sup>13</sup>。又 iu-ie-hi<sup>14</sup>。又吏語勾取 ja-pi-da<sup>15</sup>。又勾攝公事 gong-s@-ro byr-ri-da<sup>16</sup>。又勾喚 byr-ri-da<sup>17</sup>。… (『單字解』 3b9-4a2)
- (8a) 便：…又平聲，穩便 on-dang-h@-da<sup>18</sup>。吏語便益。(『單字解』 4b8-5a2)
- (9a) 隨：從也，隨你 nei m@-z@-mo-ro<sup>19</sup>，隨喜 gu-gieng h@-da<sup>20</sup>，隨從 jo-c@-ni<sup>21</sup>。吏語根隨 jos-da<sup>22</sup>。(『單字解』 5a2)
- (10a) 虧：損也，少也，虧你多少 nei-gei en-mei-na nad-by-nio<sup>23</sup>，虧著我 nai-gei

<sup>2</sup> 「待つ」。

<sup>3</sup> 「はかり」。

<sup>4</sup> 「釜をしつらえる」。

<sup>5</sup> 「人が席につく」。

<sup>6</sup> 「人を按接するようにする」。なお an-jieb を「按接」とする解釈は劉昌惇『李朝語辭典』によるが、その意味は未詳。

<sup>7</sup> 「じっくりやる」。

<sup>8</sup> 直前の項目「教」を指す。

<sup>9</sup> 「別のもの」。

<sup>10</sup> 「特別にする」。

<sup>11</sup> 「充分である」。

<sup>12</sup> 「引く」。

<sup>13</sup> 「できて」。

<sup>14</sup> 「十分に」。

<sup>15</sup> 「捕まえる」。

<sup>16</sup> 「仕事に呼ぶ」。

<sup>17</sup> 「呼ぶ」。

<sup>18</sup> 「穏当である」。

<sup>19</sup> 「お前の気持ちで」。

<sup>20</sup> 「求景する」。gu-gieng の解釈は『李朝語辭典』による。「見物する」の意か。

<sup>21</sup> 「付きしたがって」。

<sup>22</sup> 「付きしたがう」。

<sup>23</sup> 「お前にどれだけ損をさせるのか」。

- nad-bai-ra<sup>24</sup>。又欠也，吏語虧兌 uen-su-ei-sie sg@-da<sup>25</sup>。(『單字解』5b7-8)
- (11a) 使：上聲，差也，役也，使的我 nar by-rie<sup>26</sup>。又用也，使用了。吏語行使 bsy-da<sup>27</sup>。…(『單字解』5b9-6a1)
- (12a) 多：多少 en-mei-na<sup>28</sup>。又許多 ha-na-han<sup>29</sup>。又餘也，三十里多地 sam-sim ri na-myn sda<sup>30</sup>。吏語多餘。…(『單字解』6a4-6)
- (13a) 發：酒發 sur goi-da<sup>31</sup>，發將來 ja-ba bo-nai-da<sup>32</sup>。一發見下。又吏語告發 go-h@-ia na-da<sup>33</sup>。(『單字解』7b8-9)
- (14a) 落：落了 di-da<sup>34</sup>。又院落 bdyr<sup>35</sup>。又落下 bde-di-u-da<sup>36</sup>。又數落了罪過 joi-mog hiei-da<sup>37</sup>。又吏語下落 gan-god<sup>38</sup>。又發落 gong-s@ gyrb nai-da<sup>39</sup>。(『單字解』7b9-8a1)
- (15a) 着落：使之爲也。吏語亦曰着令。詳見上。(『累字解』8a5)
- (16a) 央及：請乞也。字之取義未詳。吏語亦只稱央字。(『累字解』8b2-3)
- (17a) 知會：上同<sup>40</sup>，吏語。(『累字解』9a6-7)
- (18a) 筵席：凡宴會常話曰筵席，文話曰筵會，吏語曰筵宴。盖取肆筵設席之意。(『朴通事集覽』上 1a2)

以上の例によると、崔世珍は“等”、“安插”、“挨究”、“挨捕”、“交割”、“另行”、“的確”、“的當”、“虚的”、“委的”、“勾取”、“便益”、“根隨”、“虧兌”、“行使”、“多餘”、“告發”、“下落”、“着令”、“央”、“知會”、“筵宴”の22語を吏語と認定していることになる。このうち特に注目されるのは(18a)の宴会を意味する表現で、「常話」即ち口語、「文話」即ち文語、及び「吏語」という三つの層でそれぞれ“筵席”、“筵會”、“筵宴”という異なる語彙を用いる習慣があったことが明確に示されている。

---

24 「私に損をさせる」。

25 「元の数に足りない」。

26 「私を使って」。

27 「用いる」。

28 「どれくらい」。

29 「たくさん」。

30 「三十里あまりの地」。

31 「酒が発酵する」。

32 「捕えて送る」。

33 「告げて出る」。

34 「落ちる」。

35 「庭」。

36 「落とす」。

37 「罪目を数える」。

38 「行くところ」。

39 「公事を済ませる」。

40 直前の項目「省會」を指す。

### 3. 『吏文輯覽』との継承関係

上に挙げた 22 の吏語は、『吏學指南』には該当する項目が見られないものである。試みに、これらを『老朴集覽』の約 20-30 年後に編纂されたと考えられる『吏文輯覽』により検してみると、うち 8 語については項目が立てられている。末尾の ( ) 内に相当する『吏文』の巻と条を示す：

- (3b) 揆究：揆俗言 c@n-c@n<sup>41</sup>，究窮尋也。(2-26)
- (5b) 另行：另音令，去聲，別也。(2-5)
- (7b) 勾取：勾執也，喚也。(2-6)
- (9b) 根隨：根與跟同，亦隨行之意。(2-4)
- (12b) 多餘：數外也。(2-11)
- (14b) 下落：去處也。(2-27)
- (16b) 央：遇事請於人曰央，俗語曰央及。(3-48)
- (17b) 知會：會亦知也，猶言使之知悉也。(2-2)

注釈の対象となる文献が異なる以上、『老朴集覽』と『吏文輯覽』の所収語彙にあまり共通性が見られないのは当然のことであるが、それでも (3)、(5)、(14)、(16) などの解釈において両書の間には一定の継承関係が認められることは注目すべきである。

### 4. まとめ

『老朴集覽』において吏語に対する言及が豊富に見られるという事実は、崔世珍が『老乞大』・『朴通事』の語彙を吏語との関連において解釈しようとしたことを示すものである。その言及が二書の常用語彙解である『單字解』・『累字解』にとりわけ多く見られることからすれば、崔世珍が吏語と中国語口語語彙との近似性を重視していたことは疑いないと言える。

しかし、考えてみればこのような吏語に関する情報は『老乞大』・『朴通事』の主な読者層である司訳院の訳学生にとっては本来不要なものだったはずである。このことはどのように理解されるべきであろうか。

小倉進平 (1940 : 5-8) によれば、李氏朝鮮において実用向きの語学を掌る司訳院 (太祖 2 年 [1393] 設置) と事大交隣の文書を掌る承文院 (太宗 10 年 [1410] 設置) は、名目上の職掌は異なるものの互いに関連の深い分野であるため、訳学の試験科目に吏文を、吏学の試験科目に漢語を科すことが歴代行われてきたという。また、同書に引く『世宗實録』12 年 (1430) 3 月庚戌の条を始めとして、吏学の試験科目に『老乞大』・『朴通事』を含む漢学書が挙げられていたこ

---

<sup>41</sup> 「じっくり」。

とを示す記事は多い。だとすれば、崔世珍が『老朴集覽』を編むにあたり想定していた読者は、訳学生だけではなく吏学生でもあったことになる。したがって、『老乞大』・『朴通事』の注釈書において吏学に関わる事項を述べておくことは、彼にとっては至極当然の配慮だったと見るべきであろう。

『老朴集覽』における崔世珍のこうした記述態度は、当時における訳学と吏学の密接な関係を物語る一つの材料と言える。

<参考文献>

小倉進平（1940）『増訂朝鮮語學史』東京：刀江書院。

京都大学東洋史研究室（1952）『吏文正續集覽』京都：京都大学東洋史研究室。

竹越孝（2006）『『老朴集覽』と『翻譯老乞大・朴通事』の編纂順序』『東ユーラシア言語研究』1：150-160。

鄭光・鄭丞惠・梁伍鎮（2002）『吏學指南』ソウル：太學社。

前間恭作遺稿・末松保和編（1942）『訓讀吏文（附）吏文輯覽』京城：私家版；極東書院影印（1962）；国書刊行会影印（1975）。

李丙疇（1966）『老朴集覽考』ソウル：進修堂。